武蔵野市学童クラブ育成指針

武蔵野市学童クラブ育成指針(平成20年3月3日施行)の全部を改正する。

第1 育成指針の目的

学童クラブは、小学校に就学している子どもであって、その保護者の 就労、病気等により家庭において保護者の適切な監護を受けられないも のに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、子どもの状況 や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的として実 施するものである。

この育成指針は、学童クラブにおける子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援(以下「育成支援」という。)について、武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月武蔵野市条例第29号。以下「条例」という。)において定める事項のより具体的な内容を定めることを目的とするものである。

第2 育成理念

子どもの最善の利益を考慮して、保護者と連携を図りながら、子どもにとって学童クラブが安心して過ごせる遊び及び生活の場となるよう、育成支援を推進する。また、学校や地域、あそべえ等の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等とを両立できるように支援する。

一人ひとりの子どもが、同年齢や異年齢の子ども、放課後児童支援員等とのつながりの中で、個性を大切にしつつ集団の一員として自主性、自立性、社会性及び創造性を高めていくとともに、情操を豊かにし、次世代を担う子どもが健やかに成長するための一助となるよう、この育成指針にのっとり育成支援を行う。

第3 運営

学童クラブを行う者は、次に掲げる育成支援を行う。

- 1 子どもが安全に過ごせる場の提供 次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 施設や遊具の点検及び整備を行い、安全な環境づくりに努めること。
 - (2) 日々、施設や備品の清掃、おやつ等の衛生管理を行い、食中毒や感染症の発生の防止に努めること。また、室内のレイアウトや装飾等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるよう環境づくりに努めること。
 - (3) 出欠席、登所及び退所等の報告については、保護者から直接受け、 子どもの所在を把握すること。
 - (4) 子どもの日常における心身の状況を把握し、健康管理を図るととも

に、衛生的な習慣が身に付くよう支援すること。

- (5) 学童クラブにおける生活や登所及び退所時において、子ども自らが 安全を守るための能力や行動を身に付けられるよう援助及び安全指導 を行うこと。また、事故発生時や緊急時には適切な対応が執れるよう 防災や防犯に関する訓練を定期的に行うこと。
- (6) 学童クラブにおける様々な活動を通じて、自己及び他の子どもの危 険及び安全に対する判断力が養われるよう配慮すること。
- 2 子どもが安心して過ごせる環境づくり 次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 学童クラブに通所することについて、その必要性を子どもが理解できるよう保護者とともに援助し、放課後及び学校休業日の生活の場として、一人ひとりの子どもが尊重され、安心してのびのびと過ごせる場となるよう配慮すること。
 - (2) 子どもの発達状況、家庭状況、学校での生活等を把握し、子ども一人ひとりの心身の状況を理解するよう努めること。
 - (3) 子どもの日常の様子を把握し、友達関係や行動等で気になることが見られる場合には、その理由や子どもの気持ちをくみ取るとともに、保護者と連携を密にし、適切な対応を図ること。
 - (4) 学童クラブにおける育成支援中の事故、病気、怪我、子ども同士のけんか等のトラブルが生じた場合には、関係する子どもの保護者へ連絡するとともに、状況に応じて保護者や関係機関と連携及び協力をすることにより迅速な解決を図ること。
 - (5) あそべえや地域の公園等、学童クラブ以外の空間も活用し、子どもが快適に過ごせる環境づくりに努めること。
 - (6) 子ども一人ひとりの登所及び退所コースを点検し、危険箇所等について子どもやその保護者と共有することにより、登所及び退所時の安全を図ること。
- 3 子どもの健やかな成長の支援 次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 生活習慣の確立に向けての育成支援
 - ア あいさつや「自分のことは自分で行う」等の基本的な生活習慣が 身に付き、自立につながるよう支援すること。
 - イ 「人の話を聞く」、「自分の意思を伝える」、「相手の気持ちを 受け止める」等、人との関わりの中でコミュニケーション能力を培 っていけるよう支援すること。
 - ウ 学童クラブの決まりやルール、遊び等に子どもの意見を反映させ、

考える力、判断する力及び表現する力が養われるよう支援すること。

- エ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるよう、子ども全体 に共通する生活時間の区切りをつくり、子どもが学童クラブでの時間を自己管理できるように支援すること。
- オ 子どもが宿題や読書、自習等の学習活動を自主的に行える環境づくりに努めること。
- カ 子ども同士が協力し合って学童クラブの生活を維持していくことができるよう、集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす うえで求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるよう支援すること。
- キ 異年齢集団における班活動や当番活動の中で、他の子どもへの積極的な関わりを促すことで、社会性が養われるよう支援するとともに、友達や年下の仲間を思いやる気持ちを育てるよう支援すること。
- ク 子ども一人ひとりの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら 適切に関わり、次に掲げる区分を目安として学年や成長に合わせた 育成支援を行うこと。なお、これらの区分は、同年齢の子どもの均 一的な基準ではなく、子ども一人ひとりの発達過程等を理解する目 安として捉えるべきものとすること。
 - (ア) 低学年の子どもに対しては、大人に見守られることで努力し、 課題を達成し、自信を深めていくことができる時期であることを 踏まえ、子どもが安心して頼ることができる存在になれるよう心 掛け、安全や健康を管理するために子どもの時間及び場所に関す る意識にも目を届かせること。
 - (イ) 中学年の子どもに対しては、大人に頼らず活動しようとする子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるよう心掛け、子どもが自己の多様な可能性を確信できるよう、大人に対する見方や自己及び他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをすること。
 - (ウ) 高学年の子どもに対しては、大人から一層自立的になり、ある程度計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども一人ひとりの身体的、心身的及び発達的特徴を理解しつつ、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にし、子どもからの信頼に基づく関わりをすること。
- ケ 障害のある子どもや発達上に課題のある子どもが、学童クラブに おける子ども同士の生活を通して他の子どもと共に成長できるよう、 見通しを持って計画的な育成支援を行い、子ども一人ひとりの特徴

や状況に応じた遊びや生活の支援をすること。なお、障害のある子どもや発達上に課題のある子どもへの対応にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (ア) 子どもや保護者と面談の機会を持つこと等により、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。
- (4) 障害のある子どもや発達上に課題のある子ども及びその保護者だけでなく、学童クラブで共に過ごす他の子どもやその保護者ともできるだけ障害についての知識を共有し、お互いが理解し、共に成長できるよう支援すること。
- コ 補食となるおやつについては、学童クラブでの時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮し、内容や量、提供時間等を工夫し、子 どもがおやつの時間を楽しめるように配慮すること。
- サ 手洗いやうがいの励行により、子どもが衛生的習慣を身に付けられるよう支援すること。
- シ 食物アレルギーのある子どもについては、おやつの提供にあたり 配慮すべきこと、緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連 絡を取り合い、安全に配慮しておやつを提供すること。
- (2) 遊びや各種活動を通しての育成支援
 - ア 遊びや各種活動を通して、子どもの自主性、社会性、創造性及び 協調性が育まれるよう支援すること。その際には、製作活動や伝承 遊び、地域の文化に触れる体験等の多様な活動や遊びをするよう工 夫すること。
 - イ 自由遊びにおいては、子ども一人ひとりの発達段階に応じた主体 的な遊びにより、一人ひとりの力や意欲が引き出せるよう支援する こと。
 - ウ 集団遊びにおいては、異年齢や大勢で遊ぶ楽しさを共有でき、良 い仲間関係を築けるよう支援すること。
 - エ あそべえ、コミュニティセンター、児童館等の行事に参加すると ともに、校庭、公園等を活用して、子どもの遊びの範囲が広がるよ う努めること。
 - オ 遊びや生活の中で生じる子ども同士の意見の対立、けんか等について、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができ、相手を理解する姿勢及び許容する気持ちや忍耐力が養われるよう支援すること。
 - カー子どもの間でいじめ等の問題が生じないように配慮するとともに、

万が一そのような問題が発生したときには早期対応に努め、保護者 や学校と連携して適切に対応すること。

- 4 家庭、学校、地域、関係機関等との連携 次に掲げる事項に留意して行うものとする。
 - (1) 子どもの様子を連絡帳、クラブだより、保護者会等を通じて保護者に伝えるとともに、必要に応じて個人面談を行う等、積極的に保護者との信頼関係を築き、家庭と連携して育成支援をするよう努めること。また、保護者の集まりである父母会とも連携及び協力をして育成支援に取り組むとともに、保護者が学童クラブにおける活動や行事に参加できる機会を設けるよう努めること。
 - (2) 放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)が保護者の信頼を得て身近な相談相手となれるよう努めるとともに、必要に応じて他の相談機関につなげること。
 - (3) 定期的に学校と情報交換を行うとともに、必要に応じて懇談を行う 等の連携を図ること。
 - (4) あそべえと円滑な協力ができるよう定期的な打合せを行い、子どもの遊びをより豊かにできるよう連携して育成支援に取り組むこと。
 - (5) 虐待の疑いがある場合又は子どもや保護者に異変を感じた場合には、 放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、館長と 協議のうえ、慎重かつ迅速に子ども家庭支援センター等の関係機関へ 報告するとともに、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
 - (6) 子どもの家庭環境について配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者との安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努めること。
 - (7) 障害のある子どもや発達上に課題のある子どもの育成支援については、定期的に専門相談員に相談し、家庭、学校、関係機関等と連携し、 子どもにとってより良い育成支援ができるよう努めること。
 - (8) 地域住民と広く交流を図り、学童クラブについて適切に説明することにより学童クラブへの理解を深めてもらうとともに、地域の協力を得ながら連携して子どもを見守ることができるよう努めること。
 - (9) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、子どもの遊びや生活の環境、登所時及び退所時の安全等について、地域の理解及び協力が得られるよう努め、地域住民と連携及び協力をして子どもの安全を確保すること。
 - (10) 新入会の子どもについては、利用の開始前に、子どもや家庭の状況、

保護者の希望等を聞き取るとともに、学童クラブにおける過ごし方について保護者と情報交換を行うこと。また、新1年生については、子どもの発達及び生活の連続性を保障するため、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うこと。

(ii) 子どもの病気やけが、事故等に備えて、日頃から地域の保健医療機関等と連携を図ること。

第4 放課後児童支援員等の役割

学童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。放課後児童支援員等は、その言動が子どもや保護者に大きな影響を与えることを考慮し、専門職として仕事を進めるうえでの倫理を自覚するとともに、次に掲げる事項に留意しながら日々研鑽を積むことによって育成支援の内容の向上に努める。

- 1 放課後児童支援員等は、職場倫理を自覚して、次に掲げる事項を遵守 し職務にあたること。
 - (1) 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重すること。
 - (2) 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - (3) 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いをしないこと。
 - (4) 守秘義務を遵守すること。
 - (5) 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護すること。
 - (6) 子どもや保護者に誠実に対応し、信頼関係の構築を図ること。
 - (7) 放課後児童支援員等が相互に協力し、幅広い知識や専門性を身に付けるため、研修に参加する等自己啓発に努めることにより、事業内容の向上に努めること。
 - (8) 学童クラブの社会的責任や公共性を自覚すること。
- 2 子ども一人ひとりの状況に配慮して年間指導計画を作成し、運営目標に沿って実施することにより、子どもの健全な育成支援に努めること。
- 3 子どもの育成状況を日誌に記録し、放課後児童支援員等全員の共通認識の下に継続した育成支援に努めること。また、職場内で情報を共有し、事例検討を行うことにより、育成支援の内容の充実及び改善に努めること。
- 4 保護者との十分な対話により信頼関係の構築を図り、子どもに関する情報を家庭と学童クラブとで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等とを両立できるよう支援すること。
- 5 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平

成23年法律第79号)の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、虐待の防止に向けての措置を講ずること。

第5 育成体制の整備

第1から第4までに定める事項を円滑に実施するため、学童クラブを 行う者は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- 1 子どもの安全を確保するとともに、放課後児童支援員等が安心して育成支援に取り組めるよう、施設及び備品について定期的に点検し、必要に応じて整備や改修を行うこと。
- 2 子どもの遊びや生活に必要な備品及び遊びを豊かにする遊具や図書を 整備すること。
- 3 遊びや生活の場としての機能及び静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けること。なお、専用区画の面積は、定員1人につき1.65平方メートル以上確保すること。
- 4 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、子どもおおむね20人につき1人を配置すること。また、障害のある子ども2人につき補助員1人を加配する等、円滑な育成支援を行うことができるよう適正な人員配置に努めること。
- 5 1の支援の単位を構成する子どもの数は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が子ども一人ひとりと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とすること。
- 6 放課後児童支援員は、条例第10条第3項の要件を満たすものでなければならない。また、学童クラブを行う者は、定期的に放課後児童支援員等に対し、育成支援に必要な研修を実施し、専門職としての資質の向上に努めること。
- 7 子どもの安全を確保するための緊急時のマニュアルその他子どもが安全で安心して過ごすために必要なマニュアルを備え、適宜更新するとともに、全ての職員の間でその周知徹底を図ること。また、緊急時に備え、市や学校及び保護者と緊急時の対応を確認するとともに、災害対策として物資の備蓄を行うこと。
- 8 障害のある子どもや発達上に課題のある子どもの受入れにあたり、その判断基準や手続等について定め、公平性をもって判断すること。また、その受入れにあたり、子ども一人ひとりの状況に応じて育成環境に配慮するとともに、職員配置、施設及び設備の改善等についても工夫すること。
- 9 保護者や地域住民等からの学童クラブに関する意見、要望及び苦情に

は、誠意を持って対応し、学童クラブに対する信頼が得られるよう努めること。

- 10 子どもや保護者の意見を取り入れて、事業運営について自己評価を行い、その結果を公表すること。また、評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性等の検討を行い、事業運営の向上を図ること。 付 則
- この指針は、平成29年4月1日から適用する。